

令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：商務・サービスグループ生物化学産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		エチレンの重合体のうちバイオマスから製造したポリエチレン（以下「バイオポリエチレン」という。）								
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和6年3月31日に適用期限が到来するバイオポリエチレンについて、関税無税化を延長。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
3901.10	021	比重が0.94未満のポリエチレン	22.4 円/kg	無税		22.4 円/kg	無税		6.5%	
		1塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの								
		－直鎖上低密度ポリエチレン								
061	－バイオポリエチレン	無税		無税						
	－その他のもの	無税		無税						
091	2 その他のもの	4.1%			4.1%			2.8%		
	－バイオポリエチレン	無税			無税					
3901.20	011	比重が0.94以上のポリエチレン	22.4 円/kg	無税		22.4 円/kg	無税		6.5%	
		－塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの								
		－バイオポリエチレン								
091	－その他のもの	無税			無税					
	－バイオポリエチレン	無税			無税					

3901.40		比重が 0.94 未満のエチレン- アルファ-オレフィン共重合体	4.1%			4.1%			2.8%	
	011	ーバイオポリエチレン		無税			無税			
	091	ーその他のもの ーバイオポリエチレン		無税			無税			
3901.90		その他のもの	4.1%			4.1%			2.8%	
	011	ーバイオポリエチレン		無税			無税			
	091	ーその他のもの ーバイオポリエチレン		無税			無税			

改正要望内容の 施行期日及び適用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況	<p><b>① 現状</b></p> <p>○バイオマスプラスチックとは、植物等の再生可能な有機資源であるバイオマスを原料とするプラスチックのことを指し、代表的なものがバイオポリエチレンである。バイオポリエチレンの生産及び処分によるCO2排出量は、石油由来のポリエチレンのCO2排出量よりも約70%少ないという試算がある通り、CO2排出量削減に有効な手段として、世界で広く使用されている。</p> <p>○地球温暖化の進行に伴い、温室効果ガス排出量の削減策が求められる中、我が国としては、地球温暖化対策推進本部で決定した令和12年度の温室効果ガス削減目標「約束草案」(平成27年7月)、及びCOP21におけるパリ協定の採択(平成27年12月)を受けて「地球温暖化対策計画」を策定し、平成28年5月13日に閣議決定した。ここで、我が国は令和12年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で約26%(CO2約3.7億t)削減する方針を示した。本計画及び第四次循環型形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)に</p>

において、削減すべきCO<sub>2</sub>約3.7億tの内、約200万tのCO<sub>2</sub>排出量を廃棄物関連で削減し、その具体的施策として、バイオマスプラスチックを同量程度導入する事を目標として掲げ、バイオマスプラスチック類の普及を促進しているところである。

○日本政府が令和元年5月31日に公表した「プラスチック資源循環戦略（消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）」においても、令和12年度までに約200万tのバイオマスプラスチックの導入目標を設定した。

○また、バイオマスプラスチックの導入促進を高めるため、令和元年12月27日に改正された容器包装リサイクル法関係省令においては、小売店におけるプラスチック製買物袋の有料化が定められているところ、バイオマスプラスチックの配合率25%以上の買物袋は有料化の対象外とされた。

更に、「国及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、令和3年2月19日（変更閣議決定）に定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」では、国等が重点的に調達を推進する特定調達品目のうち、小売業務やごみ袋等の品目において、「植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、25%以上使用されていること」が判断の基準として設定された。

○我が国では、令和3年度に約1,045万トンものプラスチックを生産しており、その内、汎用プラスチック（ポリエチレン・ポリプロピレン・ポリスチレン・塩化ビニルの4種類）が全体の約74.1%を占めている。さらに汎用プラスチックのうち、ポリエチレンが最も多く約245万トンと全体の約23.3%を占めており、レジ袋・ゴミ袋等の生活資材に多く使用されている。

○現在、汎用プラスチックの内、バイオポリエチレンは、原材料であるバイオエタノール（サトウキビ由来）の確保が可能なブラジルでのみ商業ベースで製造されており、我が国は全量を輸入に頼っている。

○今後も更に幅広い業界や用途にバイオマスプラスチックが普及すると考えられるため、バイオポリエチレンの需要も増える見込み。

## ② 問題点

○我が国は、代表的なバイオマスプラスチックであるバイオポリエチレンの原材料となるバイオエタノール（サトウキビ・トウモロコシ由来）の多量かつ安定的な確保が困難であり、バイオエタノールからバイオポリエチレンを製造するための設備投資やその工程のコストが高い為、我が国におけるバイオポリエチレンの商業生産は未だ無く、現状は全量をブラジルからの輸入に頼っている。

○バイオポリエチレンの輸入価格は石油由来のポリエチレンの輸入価格より約

	<p>2.5 から 2.7 倍程度高く、これは業界関係者、特にプラスチック加工業者の負担となり、バイオポリエチレンの普及の障壁となっている。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p><b>① 改正の方向性</b></p> <p>○先述のとおり、令和 12 年度までに約 200 万トンのバイオマスプラスチックの導入を目標としているが、令和元年度の我が国におけるバイオマスプラスチックの出荷量は僅か約 4.7 万トン（日本バイオプラスチック協会推定値）と限定的である。その為、同目標の達成には我が国のプラスチック使用量の大部分を占める汎用プラスチックを石油由来のプラスチックからバイオマスプラスチックへ代替を促進する必要がある。またその内、現時点でバイオマスを原料とした製造が実現しているプラスチックは、ブラジルで製造されているバイオポリエチレンだけである。</p> <p>○バイオポリエチレンの輸入価格は石油由来のプラスチックの輸入価格より約 2.5 から 2.7 倍程度高く、普及の障壁となっている。更に、かつてはブラジルから輸入されるバイオポリエチレンには特惠税率が適用されていたが、平成 31 年 4 月 1 日にブラジルが特惠関税適用国から卒業した為、平成 30 年度の要望により、平成 31 年度（令和元年）以降は暫定税率（無税）の措置を講じている。</p> <p>○本措置を延長しない場合は、基本税率もしくは WTO 譲許税率が適用されることになるため、バイオポリエチレンの輸入価格は更に高くなり、その導入が阻害されるとともに消費者の購入が進まない事が想定される。</p> <p>○なお、現在、バイオマスプラスチックの国内生産を実現するために必要な技術について開発が進んできているところであり、経済産業省の「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」など、技術開発に寄与する施策も講じてきているところ。今後、バイオポリエチレンについても国産化の可能性があり、将来的には基本税率もしくは WTO 譲許税率を適用することも選択肢となるため、本要望は暫定的に 1 年間無税化することが適切と考えている。</p> <p><b>② 改正目的達成予定時期</b></p> <p>○令和 12 年度までに約 200 万トンのバイオマスプラスチックの導入を着実に達成する。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p><b>① 改正によって期待される効果</b></p> <p>○バイオポリエチレンがより低価格で流通することにより、輸入量及び国内利用量の増加が見込まれる。平成 31 年 4 月より、暫定税率（無税）を適用したことにより、令和 4 年度のバイオポリエチレンの輸入数量は前年度比約 110%の増加となり、確実に流通量が増加している。</p> <p><b>② 改正によって生じうる影響</b></p> <p>○令和 5 年 5 月現在、国内においてバイオポリエチレンは製造されていない為、現行の暫定税率（無税）を継続することで生じる問題は無いと考える。</p> <p><b>③ 改正の妥当性</b></p>

	<p>○上記①及び②を考慮すると、令和12年度までに約200万トンのバイオマスプラスチックを導入するという日本政府の目標達成に向けて、現時点において、商業ベースでバイオマス由来の製造が実現しているバイオポリエチレンを引き続き普及促進していくためにも、バイオポリエチレンの暫定税率（無税）の措置を継続する必要である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p><b>① 本要望に関連する政策評価</b></p> <p>○経済産業省の令和3年度政策評価の達成すべき目標として、以下のとおり掲げている。（令和3年度政策評価「6-4 環境」実施施策に係る政策評価の事前分析表の達成すべき目標より引用）</p> <p>○G20 各会合や COP27、そして日本で開催される 2023 年の G7 に向けて、気候変動対策と経済成長の両立、各国の事情に応じた「あらゆるエネルギー源、あらゆる技術」の活用の重要性等を引き続き発信すると共に、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むように国際交渉に取り組んでいく。</p> <p>「日本の NDC（国が決定する貢献）」に掲げた 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減目標の達成に向けて、「地球温暖化対策計画」に基づき、経済成長と両立しながら地球温暖化対策を着実に実施する。」</p> <p>「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」で掲げた「脱炭素社会」を今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指す。」</p> <p>○また、令和4年度政策評価の達成すべき目標においても以下の通り掲げている。（令和4年度政策評価「6-4 環境」実施施策に係る政策評価の事前分析表の達成すべき目標より引用）</p> <p>○環境負荷の改善については、経済活動と環境保全の両立を図る合理的な規制を通じ、環境負荷物質の 排出抑制に引き続き取り組み、環境基準達成率の推移等も踏まえつつ、関連施策や目標等を検討する。</p> <p><b>② 当該政策評価の結果と改正の関係</b></p> <p>○バイオポリエチレンの生産及び処分による CO2 排出量は、石油由来のポリエチレンの CO2 排出量よりも約 70%少ないという試算があるとおおり、バイオポリエチレンの普及促進は CO2 排出量削減に寄与できる。</p> <p>○したがって、政策目標を達成するためには、バイオポリエチレンの暫定税率（無税）の措置を継続することが効果的・効率的な手段であると考えられる。</p> <p><b>③ 政府方針と改正の関係</b></p> <p>○中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源戦略小委員会において令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略（消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）」を策定。</p> <p>○それを受けて、バイオプラスチックの導入に向け、用途や素材等がきめ細かく示された、バイオプラスチック導入ロードマップ（令和3年1月 環境省、経済産業省、農林水産省、文部科学省）を策定。</p>

	<p>○現在、バイオプラスチックだけでなく、素材、食品、繊維、エネルギーなど、あらゆる分野の製品がバイオテクノロジーにより生産される時代となりつつある。こうした中で、経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）や新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、バイオものづくりは科学技術・イノベーションへの重点的投資分野の 1 つに位置付けられている。</p> <p>○令和 12 年度までに約 200 万トンのバイオマスプラスチックの導入を目標としているが、平成 31 年度（令和元年度）の我が国におけるバイオプラスチックの出荷量は僅か約 4.7 万トン（日本バイオプラスチック協会推定値）と限定的である。その為、同目標の達成には、令和 5 年 5 月現在において、商業ベースでバイオマス由来の製造が実現しているバイオポリエチレンの普及促進のため、バイオポリエチレンの暫定税率（無税）の措置を継続する必要がある。</p> <p><b>④ 関連措置</b></p> <p>○石油由来の代替となりうるバイオマスプラスチックの国内生産の実現に向けて、化学合成よりも低コストで効率的に生産することのできる微生物によるものづくりのための技術基盤の構築を行う「植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発事業」を経済産業省により平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間実施。また、令和元年度より、「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品技術の開発事業」を実施しており、化石資源に依存しないバイオマスからの物質生産の技術開発に取り組んでいる。</p> <p>○また、海洋汚染問題解決のため、バイオマスプラスチック含めたプラスチック全体のリサイクルを促進する技術基盤の構築や海洋生分解性プラスチックの導入・普及を促進するための技術基盤構築等を行う「プラスチック有効利用高度化事業」を経済産業省が令和 2 年度から実施。</p>
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	○平成 31 年度（令和元年度）から令和 5 年度まで 5 年間暫定的に無税化
措置による効果	<p><b>【定量面】</b></p> <p>○令和 5 年度のバイオポリエチレンの輸入量は対前年度比約 110%と増加している。</p> <p><b>【定性面】</b></p> <p>○バイオポリエチレンの輸入価格は石油由来ポリエチレンの輸入価格より約 2.5 から 2.7 倍程度高い為、この価格差がバイオポリエチレン普及の障壁となっている。</p> <p>○また、平成 31 年 4 月 1 日よりバイオポリエチレンの輸入元であるブラジルが特恵関税適用国から卒業することにより、基本税率もしくは WTO 譲許税率が適用され、バイオポリエチレンと石油由来のポリエチレンの価格差が更に広がり、バイオポリエチレンの普及速度が鈍化、もしくは減少することが懸念されていた。</p> <p>○平成 31 年度（令和元年度）より暫定税率（無税）の措置を講じていることで、</p>

	<p>バイオポリエチレン価格の上昇が抑制され、なおかつ環境もテーマの一つとして取り扱うG20 大阪サミットなどが日本で開催されたことも踏まえ、環境対応の機運が高まっており、バイオポリエチレンの普及が加速していると考えられる。</p>
--	--